

生活のしかたを工夫しよう

4. 明るい家庭をつくりましょう。



一夫婦、親子の
愛情が家庭のもとです。

○夫のしごとを理解する。

○自分の教養につとめる。

○子供のそだてかたをかんがえる。

○生活のしかたを家族みんなで

そうだんする。



5. ともにたすけあう。



○夫の地位にこだわらず主婦どうしでなかよくする。

○共同住宅（社宅、寮）
ではとくに規律と協力が
たいせつ。

○診療所、集会所、生活協
同組合などの福利施設を
十分つかう。

○すみよい社会をつくるために
つとめる。



婦人少年局とは

婦人少年局は昭和 22 年 9 月に労働省がつくられたとき、その中の一局として設けられました。この局には、婦人労働課、年少労働課、婦人課の三つの課があり、各都道府県には、地方職員室がおかれています。

婦人少年局のしごと

1. 働く婦人を保護し、その労働条件の向上をはかり、婦人の労働教育と働く機会の拡大のためにはたらく。
2. 働く少年少女を不適當な労働からまもり、職業指導や余暇生活の指導を行つて、身心ともにすこやかな産業人、社会人となるようにはかる。
3. 国民の半数を占める婦人の地位の向上をはかり、また労働者家族の問題をとりあつかう。

このリーフレットの増刷、転載を希望される方は労働省婦人少年局、又は婦人少年局地方職員室に御連絡下さい。

1951 年 11 月 労働省婦人少年局

生活の しかたを 工夫しよう

—— 働く人の家庭へ ——



労働省婦人少年局

リーフレット No. 29

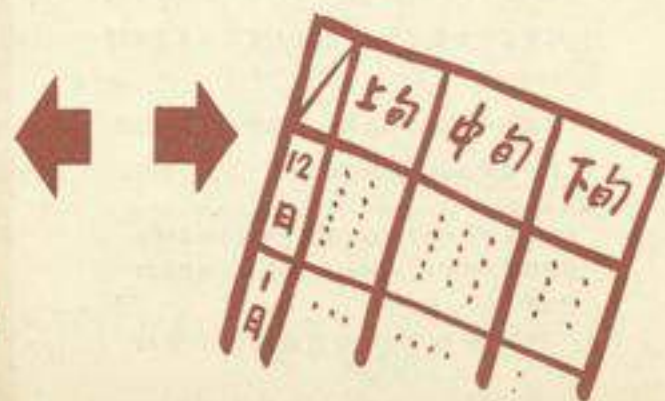
働く人の家庭を明るくするために



- 計画を立てましょう
- 衣食住のしかたを研究しましょう
- 家計を上手にまかないましょう
- 明るい家庭をつくりましょう
- たすけあいましょう

1. 生活に計画を立てる。

- 一日の予定
- 一週間の予定
- 一カ月の予定
- 一年の予定



2. 衣食住のしかたを研究する。

きもの——ふだん着の数、質、形をもつと工夫する。

食物——栄養が平均にとれるようにする。

住まい——台所、居間、便所をせいけつにする。

器具の配置 燃料のつかいかたもよくかんがえる。



3. 家計を上手にきりもりする。

○ 収入によつて生活費の予算を立てる。

○ 家計簿をつける。

○ 物のねだんをしつて上手な買物をする。

